

次期高齢者福祉計画並びに第 9 期介護保険事業計画策定に向けた各種調査の実施と、来年度のスケジュールについて

介護保険制度では、保険者である各市町村において必要とされる介護サービス量の見込み等をもとに介護保険料を設定しています。介護保険事業計画は、この保険料設定などを行うために 3 年間で 1 期として策定することになっており、次期計画は第 9 期計画（令和 6～8 年度）となります。

また、介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と一体的に策定するよう定められております。

1. 令和 4 年度に実施する各種調査

介護保険事業計画の策定にあたり、市町村は日常生活圏域毎の被保険者の心身の状況、その置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画を作成することとされており、今年度は、その基礎データとするために下記の調査を実施します。

①在宅介護実態調査(対象:要介護者とその家族)

「在宅介護の継続」と、「家族介護者の就労継続」のために必要な介護サービスの在り方を検討するための調査

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(対象:一般高齢者、事業対象者、要支援1・2の方)

介護が必要とならずに暮らし続けるための地域課題の把握と、介護予防・日常生活支援総合事業の評価や推進方策の検討のための調査

③在宅生活改善調査(対象:ケアマネジャー)

現在のサービスでは在宅生活の限界が来ている方の実態を把握し、地域に必要なサービスを検討するための調査

④居所変更実態調査(対象:サービス付き高齢者住宅(サ高住)等を含む在宅扱いとなる介護施設等事業所)

入居・退去の経緯や理由などを把握し、各施設で暮らし続けるために必要な機能等を検討するための調査

⑤介護人材実態調査(対象:介護サービス事業所、サ高住等を含む介護施設等事業所)

介護人材の実態を把握し、人材確保に向けて必要な取り組みを検討するための調査

2. 来年度のスケジュール

現在、国では、介護の需要が急速に増えていく 2040 年を見据え、第 9 期の計画期間における介護保険制度の見直しについて、社会保障審議会等で議論が進められています。

この結果を踏まえ、来年 7 月頃に国の基本指針が策定される予定となっており、市では、この指針を受け、策定を進めることとなります。

- R4.10～ 各種調査の開始
- R5.04 調査結果の集計分析委託 → 6 月に分析結果報告完成
- R5.07 第 1 回介護保険運営協議会
- R5.09 第 1 回計画策定懇話会 → R6.01 まで 3 回開催
- R5.10 第 1 回庁内関係課検討会 → R6.01 まで複数回開催、計画案を作成
- R5.11 第 1 回庁内計画策定委員会 → R6.01 まで 2 回開催
- R6.02 パブリックコメント実施
- R6.03 介護保険料を改定するため、介護保険条例の改正案を定例市議会に提案